金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ナックアイ
２．住所　東京都練馬区練馬一丁目19番３号（旧住所：東京都練馬区東大泉五丁目41番22号）
３．代表者の氏名　代表取締役　宇都宮直良
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2144号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　クロックス投資顧問株式会社
２．住所　東京都港区白金１―25―24―1009（旧住所：東京都新宿区新宿６―７―１―314）
３．代表者の氏名　代表取締役　黒澤　　徹
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2179号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　プロトラスト株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋人形町１丁目３番６号共同ビル人形町８Ｆ（旧住所：東京都中央区日本橋小網町16番18号ＭＡＣ小網町コート202号）（旧々住所：東京都中央区日本橋小網町13番８号）
３．代表者の氏名　代表取締役　深田　　亨
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2328号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年10月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年４月５日

関東財務局長　森川　卓也

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０３２号
大阪府寝屋川市宝町12番12号
債務者　浅井　　博
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９５号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目14番８号
債務者　坂田　治夫
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８２号
神戸市灘区六甲台町８番47―602号
債務者　門田　　真
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白　　承豪
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８３号
広島市佐伯区海老園４丁目８番１―101号
債務者　永本　英二
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長井紳一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
広島市東区中山中町21番17号
債務者　蔵本　京子
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　幸範
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５号
広島市西区小河内町１丁目４番４―301号
債務者　小川　暢啓
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田かおり
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７６号
広島市西区小河内町１丁目４番４―301号
債務者　小川　涼子
１　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田かおり
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３号
兵庫県川西市久代６丁目２番１―203号
債務者　吉川　友子
１　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細川　敦史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９１４号
熊本市東本町21番13―103号
債務者　伊藤　和巳
１　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７０号
大阪府岸和田市春木中町６番14号
債務者　西嶋眞希子
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新宅　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
大阪府泉佐野市西本町16番７号
債務者　宇賀　恒美
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成田由岐子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係